慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	グローバル社会への目線
Sub Title	Being prepared for the global society : challenges and hopes
Author	泉, 徳治(Izumi, Tokuji)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2014
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.30 (2014. 10) ,p.1- 19
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	巻頭
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20141006-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

グローバル社会への目線

元最高裁判所判事　泉　徳治

1　はじめに

皆さん、慶應義塾大学法科大学院への入学、誠におめでとうございます。

私は、慶應義塾大学の門をくぐるのは、今回が初めてです。

ただ、慶應義塾創立者福澤諭吉先生が幼少年期を過ごされた大分県中津市の福澤諭吉旧居は訪れたことがあります。福澤先生が勉強部屋に使っていた土蔵も拝見しました。

旧居の隣には、福澤記念館がございます。『学問のすゝめ』の初版本などとともに、小泉信三元慶應義塾長の岩波新書『福沢諭吉』が展示されておりました。岩波新書の展示には、今の天皇陛下から記念館が賜ったものであるとの説明がありました。小泉元塾長は、天皇陛下の皇太子時代の教育掛を務めた方で、天皇陛下も大変尊敬しておられると伺っております。

小泉元塾長が皇太子の教育掛となられた話は、私も小学生時代に新聞で読みました。小泉元塾長は、東京大空襲のときに焼夷弾で顔にやけどを負ったのですが、その写真も新聞に出ておりまして、大変強く印象に残っております。この本をまだお読みでない方がおられたら、ぜひ一読をお勧めしたいと思います。

福澤先生は、司馬遼太郎が大村益次郎を主人公として書いた歴史小説『花神』にも登場します。福澤先生は、大阪船場に今も建物が残る緒方洪庵塾「適塾」でオランダ語やオランダの科学技術を学び、塾頭として塾生の指導にも当たりました。「適塾」は大阪大学が管理しており、一般に公開されております。

二階の大広間に入ると、全国から蘭学を目指して集まった若き俊英たちの汗の臭いの混じった熱気のようなものを感じます。福澤先生は、その後、中津藩から江戸出府を命じられ、中津藩奥平家中屋敷で蘭学塾を開くことになりますが、その蘭学塾が慶應義塾の起源であります。『花神』の中では、福澤先生は、旧来の仕組みにとらわれずに自分の意思で自由に行動する青年として描かれており、もうオランダ語の時代ではない、これからは英語だといって、横浜の外国人居留地に通っていたとのことです。3 回にわたる渡航で自分の目で西洋事情を確かめ、日本の針路について闊達な言論を展開し、近代日本の夜明けに大きな影響を与えられました。私ごときがこれ以上申し上げるのは恐れ多いことですので、私に与えられた本日のテーマに入らせていただきます。

私は、皆さんが法科大学院を卒業されたときに、皆さんを待っているのは間違いなくグローバル社会であることを頭に置いておいてほしい、グローバル社会へ目線を向けて勉強していただきたいということを、「国際人権法の広がり」、「法律事務所の国際化対応」、「民間企業の海外展開」の 3 つの視点からお話ししたいと思います。

2　国際人権法の広がり

⑴　欧州人権条約と欧州人権裁判所

私は、昨年（2013 年）の 11 月 23 日に名古屋大学を会場として開かれた国際人権法学会研究大会に招かれました。研究大会の統一テーマは、「グローバル・プロセスとしての国際人権法―国際裁判所と国内裁判所の『対話』を契機として―」というもので、慶應義塾大学の山元一教授が桜美林大学の滝澤美佐子教授とともに座長を務められました。そこに、欧州人権裁判所（European Court of Human Rights）の前所長でフランス人のコスタ氏とともに、私もゲストとして招かれました。コスタ前所長は、「裁判官の対話―ヨーロッパにおける国際裁判所と国内裁判所の対話」という話をされましたが、私は「グローバル社会の中の日本の最高裁判所とその課題」という話をさせていただきました。それを

聴いておられた山元教授から、今の話を慶應義塾大学法科大学院の新入生ガイダンスで話せといわれ、本日このようにして伺ったという次第です。

コスタ氏が所長を務めていた欧州人権裁判所は、欧州評議会（Council of Europe）が欧州人権条約（European Convention on Human Rights）に基づき設立した裁判所で、フランスのストラスブールにあります。この街は、ドイツ領となったりフランス領となったりの歴史を繰り返し、ドイツ語ではシュトラースブルクと呼ばれます。1871 年の普仏戦争でフランスが敗れてプロイセン領となり、ドイツ語での授業しか許されなくなったときのフランス語による最後の授業を描いたのが、アルフォンス・ドーデの短編小説『最後の授業』です。

ヨーロッパには、皆さんよくご存じの欧州連合（EU）という国際機関があり、加盟国は 28 か国ですが、欧州評議会はそれとは別の国際機関であり、47 か国が加盟しております。EU には加盟していないトルコ、ロシア、ウクライナなども加盟しております。

日本は、もちろん加盟国ではありません。皆さんは、なぜ日本とは関係のない欧州評議会の話をいきなり持ち出すのだと不思議に思うかも知れませんが、ロシアが加盟しておりますから、欧州評議会の地域的広がりは日本のお隣にまで及んでいるのです。そして、日本は、アメリカ、カナダ、メキシコ、バチカンとともに、オブザーバーという形で、欧州評議会との交流を図っており、毎年 4 万 5000 ユーロの財政支援も行っております。

そして、欧州評議会は、人権、民主主義、法の支配の分野で国際的な基準を打ち立てるということを主たる目的としておりますから、我々法律関係者には、欧州連合以上に関心を引かれる国際機関であるといえるかもしれません。

欧州評議会に加盟する 47 か国は、欧州人権裁判所に裁判官を 1 人ずつ出しております。どのような裁判をしているのか、一例を挙げますと、モスクワで当局により解散と活動禁止を命じられたある宗教団体が、ロシアを相手に欧州人権裁判所に救済の訴えを起こしたところ、欧州人権裁判所は、7 人構成の裁判体で、この解散と活動禁止は思想、良心及び宗教の自由、集会及び結社の自由等を保障した欧州人権条約に違反するとの判決を言い渡した（2010 年 6 月 10

日）。そこで、ロシアは判決に従って救済措置を採らなければならなくなった。このような裁判が行われているのです。なお、欧州人権裁判所は、この判決の中で、関連判例法（relevant case-law）の 1 つとして、日本の最高裁判決（宗教上の信念から輸血を拒否している患者に説明をしないで輸血したことが説明責任違反で不法行為になるとした 2000 年 2 月 29 日判決）を引用しております。

ヨーロッパの多くの国では、通常の最高裁判所とは別に憲法裁判所を設けております。最初に憲法裁判所を設けたのはオーストリアであり、ハンス・ケルゼンという公法学者の提唱によるものです。ケルゼンは、いかに国民の熱狂的な支持で選ばれた議会であっても、憲法を守るという保障はない、議会での立法が憲法に適合しているかどうかを審査する機関を議会とは別に作る必要があると考えました。憲法裁判所は、立法・行政・司法の外にあるいわば第四の機関です。その憲法裁判所の判断も欧州人権裁判所で破られることがあるわけです。オーストリア憲法裁判所の判断が欧州人権裁判所で覆されると、憲法裁判所の所長が記者会見を開いて弁明をするというようなことが行われております。

スイスは、直接民主主義の国で、連邦の法律が連邦憲法に違反するかどうかが問題になるような場合は、国民投票にかけるべきであるという考えから、憲法裁判所を設けておりませんし、連邦最高裁判所も違憲審査権を持っておりません。しかし、同じ問題が欧州人権裁判所にまで行くことがあるわけですから、連邦最高裁判所も欧州人権条約に適合した裁判をしなければならないという状況にあります。

このようにして、欧州評議会を構成する 47 か国においては、欧州人権裁判所を中心として人権規範の統一、レベルアップが図れております。コスタ氏は、裁判を通じて人権水準を高めることは当然であるが、47 か国の裁判官と対話をすることによって、人権規範の共通化を図るべきであるとのお考えから、加盟各国を回って各国の裁判官と対話しておられたわけです。その延長として日本にも来られたということです。

⑵　欧州裁判官評議会

人権の保障、法の支配を実現するためには、司法の独立、裁判官の独立が欠かせません。欧州評議会は、各加盟国における裁判官の役割を強化するため、欧州裁判官評議会（Consultative Council of European Judges）という組織を設けており、欧州裁判官評議会は、裁判官の独立、中立及び権限にかかわる一般的な問題について議論するため、毎年 1 回総会を開いております。日本の最高裁判事も毎年 1 人オブザーバーとして総会に参加しております。

私は、2008 年の総会に参加いたしました。その時のテーマは、「司法判断の質」というものでした。分かりやすくいえば「裁判の質」を高めるにはどうしたらよいかということです。そこで採択された意見書の一部をご紹介しますと、「司法判断の質は、司法部門に分配される人的、財政的、物的資源や、個々の裁判官が受ける財政面での保障に依存している。」、「裁判官の反対意見は、司法判断の内容を向上させることに貢献するとともに、司法判断及び法の発展を理解する一助となる。」というようなものです。私としては、この「反対意見は、司法判断の内容を向上させることに貢献する」というくだりを、ゴシック体にしてアンダーラインを引き、網掛けもしたい気持ちであります。

⑶　私の反対意見と司法の役割

話が少々脇道にそれることをお許しください。

私は、6 年 3 か月の最高裁判事在職中に 36 の個別意見を書きましたが、そのうち 25 件が反対意見です。

私は、司法の役割の第一は、個人の基本的人権が国家権力によって不当に侵害されることのないよう監視することであると考えております。国民主権に基づく代表民主主義は、元来、国民がすべて平等に尊重されるという基本的人権の尊重と確立を目的としております。ところが、個人の利益と国民全般の利益とはしばしば衝突し、個人の権利自由は国家権力によって制約を受けやすいのです。国民全体の利益増進を図るためといっても、個人の権利自由を不当に制約することは許されず、中でも、思想・良心・信教・表現の自由などの精神的

自由のように、個々の国民が人間として生きていく上において一番大事な権利自由、人間の尊厳にかかわるようなものをむやみに制約してよいものではなく、制約は必要最小限にとどめる必要があります。憲法の存在理由の第一は、個人の基本的な権利自由を国家権力による不当な侵害から守ることにあり、憲法は、そのための手段として裁判所に違憲審査権を与えております。立法・行政の裁量にすべてを委ねていては、国民の権利自由を擁護するために設計された司法の職務放棄になりかねません。

司法の役割の第二は、社会的に少数派に属する人々の権利自由の保護であります。代表民主制の下では、多数決原理により立法・行政上の政策決定が行われますから、社会的少数者の声が立法・行政に反映されるということはあまり期待できません。また、少数者の権利自由は、多数派の利益や価値観等によって侵害されやすいのです。しかし、たとえ少数派に属する人々であっても、その人たちの憲法で保障された権利自由は、しっかりと守らなければならない。それは、司法の役割であります。裁判所は、少数派に属する人々の個人的権利自由が不当に侵害されないよう、厳重に監視するという役割を担っております。

司法の役割の第三は、民主主義のシステムの維持管理であります。憲法は、国民主権による民主主義を国家統治の柱としております。国民が情報を知る、その上で自分の意見を自由に発表し出版する、集会を開いてお互い討議する、意見を同じくするものが政党などの結社を作る、投票価値の平等な選挙権を行使して代表者を議会に送る、こういう民主主義の政治過程、システムに障害が入らないように監視するのも裁判所の重要な役割です。国会は、現在のシステムによって選ばれてきた利害関係者の集まりですから、システム内に障害物があっても、自発的にこれを取り除くということはまず期待できません。4 年ほど前の参議院議員選挙において、約 14 万票で当選した議員がいる中で、約 70 万票を獲得しながら落選した元法務大臣が、議員定数の是正などという問題は、党内で議論することさえ難しいと新聞で語っておりました。

個人の基本的な権利自由を守る、特に少数派に属する人々の人権を守る、民主制のシステムを守る、この 3 つは裁判所の最も重要な役割であります。私は、

そういう考えで意見を述べたのですが、しばしば少数説になり、反対意見を書くことになりました。

しかし、私の在職中には少数説に過ぎなかった婚外子相続分差別規定の違憲説が、その後多数意見となりました。衆議院議員選挙の1人別枠方式の違憲説も、多数意見に変わりました。参議院議員選挙の投票価値不平等の違憲説も、少数意見から多数意見へと成長しました。

私が欧州裁判官評議会の意見書の「反対意見は、司法判断の内容を向上させることに貢献する」というくだりにアンダーラインを引きたい気持ちであると申し上げたことも、ご理解いただけると思います。

⑷　コスタ所長との対話

さて、グローバル化の問題から少々外れましたが、私は、欧州裁判官評議会に出席した機会に、欧州人権裁判所を訪問し、コスタ所長をはじめ、数名の裁判官方とお話しすることができました。コスタ所長は、写真集の輸入と表現の自由に関する日本の最高裁判決（2008年2月19日）をインターネットで読んだ、人権に関する各国の判例は世界中に流れ読まれている、これからもお互いに情報を共有していきたいと話されました。私は、日本でも欧州人権裁判所の主な判決を紹介する本が出版され、我々も欧州人権裁判所の判例を参照しているということを述べました。私は、ヨーロッパにも婚外子差別の問題があるのか、と質問しました。コスタ所長は、かつてフランス、ベルギー、オーストリアで婚外子を差別する法律があった、議会はなかなか改正に踏み切らない、そこで欧州人権裁判所が欧州人権条約違反であるという判決を出したところ、各国の議会はやっと法改正に踏み切った、こういう問題については、司法が一歩前に出なければならない、といわれました。先ほど申しましたように、私もそのように考えていたので、内心うれしくなりました。

昨年（2013年）の3月14日に成年被後見人選挙権剝奪規定（公選法11条1項1号）を違憲とする東京地裁判決、9月4日に婚外子相続分差別規定（民法900条4号ただし書前段）を違憲とする最高裁大法廷決定が出ておりますが、い

ずれも欧州人権裁判所の判例の影響を受けております。欧州人権条約が保障している権利及び自由も、日本国憲法が保障している基本的人権も、基本的には同じ内容ですから、欧州人権裁判所の判例は、日本においても大いに参考になります。

このように、人権規範を共通にするという点において、日本は欧州評議会、欧州人権裁判所との交流をこれからも育てていかなければならないと思います。

また、日本は、外交や経済活動の面でも欧州と緊密な関係にあります。政治経済で円満な関係を築いていくためには、価値観、特に個人の権利自由に関する価値観を共通にしていくことが望まれます。欧州の人々の目から見て日本が異質の国であってはならないのです。

⑸　死刑廃止問題

この観点からすると、1つ問題になる点があります。それは、死刑問題です。

欧州人権条約の第六議定書は、死刑を廃止しております。ロシアも、死刑の執行を停止しております。先ほど、欧州評議会のオブザーバー国が5つあると申しましたが、オブザーバーのうち死刑制度を残しているのは日本とアメリカだけです。そこで、欧州評議会議員会議は、日・米の死刑制度廃止を求める趣旨の決議を何度か採択しております。ヨーロッパは、人権の輸出国であるといわれているように、外国の人権問題に大変敏感であります。欧州評議会や欧州連合が東京において死刑廃止のシンポジウムを時々開いておりますのも、人権を広めることを自分たちの使命とするヨーロッパの人々の価値観からきております。オブザーバーではない韓国が死刑の執行を停止しているのも、国際関係を考慮したものと思われます。

そうはいいましても、日本は欧州人権条約の加盟国ではないのであるから、日本は日本で判断すればよいではないかというご意見をお持ちの方もおられましょうが、問題はそれほど簡単ではありません。次に述べますように、日本も、国連が採択した国際人権規約を批准しているのです。

⑹　自由権規約

日本もアメリカもヨーロッパの国々も、国連の「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、略称「自由権規約」を批准しております。国際人権条約の中でも最も重要なもので、締約国は 167 か国に及びます。自由権規約には「死刑は、最も重大な犯罪についてのみ科すことができる」という規定があります。最も重大な犯罪とは内乱罪とか外患罪のようなものではないか、普通の殺人罪などはこれに当たらないのではないか、という考え方もあり得るのであります。日本の最高裁では、死刑事件の場合は必ず口頭弁論を開きますが、最近はそのような主張を展開する弁護人が増えてきております。私が、欧州人権裁判所を訪問した時も、トゥルケンという女性裁判官から、日本では自由権規約は自動執行力を持っていないのか、という質問を受けました。条約の自動執行力というのは、法律による国内法化の手続を何ら経ることなく、条約がそのまま国内法として法的拘束力を持ち裁判規範となることですが、トゥルケン判事は、日本も自由権規約によって重大な犯罪（内乱罪など）についてのみ死刑を科することができるのであり、普通の殺人罪等で死刑を科することは自由権規約違反であると考えておられるのです。日本は、現在のところ、殺人罪なども重大な犯罪であるから死刑を科することができるという解釈を採用しております。

ところで、自由権規約が掲げている個人の権利自由は、日本国憲法が掲げている基本的人権とほとんど同じものです。人権カタログが同じなのです。我が国を含め 167 か国の国民は、同じ人権保障の傘の下にいるわけです。したがって、日本の憲法解釈に当たっても、外国判例を参照するという必要が出てまいります。もちろん、世界裁判所のようなものがあるわけではありませんし、自由権規約の解釈権も締約国にあるわけですから、167 か国で画一的統一的な権利自由の保障が実現しているというわけではありません。そうかといって、日本の最高裁が人権問題について他の国々とかけ離れた解釈を展開するというわけにはまいらないのであります。

⑺　国家報告制度

自由権規約には、国家報告制度（40 条）というものが設けられております。締約国は、国連の自由権規約委員会に対し、「自由権規約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告」をほぼ 5 年ごとに提出しなければならないことになっております。日本政府がこの報告を提出しますと、NGO の人権団体もカウンターレポートを提出し、これらに基づき自由権規約委員会が日本政府に対しいろいろと質問を発し、日本政府がこれに答える。自由権規約委員会は、このようにして日本政府の報告を検討した上、日本政府に意見書を送付するというシステムになっております。この意見書は、最終見解、総括所見とも称されますが、2008 年の総括所見には、

> 「日本は、自由権規約の適用及び解釈が、裁判官、検察官及び弁護士に対する専門職業的研修の一部となること、自由権規約に関する情報を、下級裁判所を含め、司法のあらゆる段階に広めることを確保すべきである。」
>
> 「日本は、死刑廃止を前向きに考慮し、公衆に対して、必要があれば、廃止が望ましいことを伝えるべきである。廃止までの間、自由権規約 6 条 2 項に従い、死刑は最も重大な犯罪に厳しく限定されるべきである。」
>
> 「日本は、その法制度から、国籍法 3 条、民法 900 条 4 号及び出生届に『嫡出』であるか否かを記載しなければならないとする戸籍法 49 条 2 項 1 号を含め、嫡出でない子を差別する条項を除去するべきである。」

などということが書かれております。

最高裁大法廷は、2008 年 6 月 4 日に国籍法 3 条の婚外子国籍取得差別規定を、2013 年 9 月 4 日に民法 900 条の婚外子相続分差別規定を憲法違反と判断しましたが、これらの裁判は、自由権規約や児童の権利に関する条約の規定を引用しております。そして、後者は、各条約の委員会の総括所見にも触れております。国家報告制度が最高裁判決にも影響を与えているということができます。

ちなみに、最高裁第一小法廷は、2013 年 9 月 26 日、出生届書に「嫡出子又は嫡出でない子の別」の記載を求める戸籍法 49 条 2 項 1 号の規定を違憲とまではせずに、廃止することが望まれるという補足意見を付けております。国会は、最高裁が違憲とした民法の相続分差別規定は廃止したのですが、戸籍法の出生届書差別規定については、最高裁が違憲とは判断していないとして、野党提出の廃止法案を否決してしまいました。次に出される自由権規約委員会の総括所見でも、この点がまた指摘されるでしょう。少数者を差別する規定については、裁判所が明確に違憲と宣言しない限り、国会ではなかなか廃止とはならないという格好の教材を皆さんに提供したことになります。

⑻ 個人通報制度

自由権規約は、もう 1 つ、第一選択議定書で個人通報制度を設けております。個人通報制度とは、自由権規約の定める権利自由を侵害された個人が、自由権規約委員会に対し通報を行うことができる制度です。通報を行うためには、個人は国内における救済を尽くしていなければなりません。自由権規約委員会は、要件を満たす通報を受理したときは、当該締約国の説明その他の陳述を検討した後、当該個人及び締約国に対し、救済措置を勧告する等の意見を送付します。日本は第一選択議定書を批准しておりませんから、日本人はまだ個人通報制度を利用することができません。

ただし、国外で個人通報制度を利用した日本人がおります。オーストラリアで麻薬密輸入罪により刑を受けて服役中の日本人 5 人が自由権規約 14 条 3 項 (f) で保障された「裁判所において使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること。」、すなわち通訳の援助を受ける権利を侵害されたとして個人通報をしたメルボルン事件が、それです。オーストラリアが第一選択議定書を批准していたためできたものです。日本で第一選択議定書批准推進の運動をしている日本人弁護士等が 5 人の個人通報を支援しました。自由権規約委員会は、2006 年 11 月 15 日、通報はオーストラリアにおける国内救済手続を尽くしていないから許容性を欠くとの決定を

行いましたが、日本人の個人通報制度に基づく通報という実績が残ることになりました（メルボルン事件弁護団『メルボルン事件　個人通報の記録』参照）。なお、メルボルン事件とは別に、シドニーで麻薬密輸入により起訴された日本人の陪審裁判で、日本人弁護団が現地弁護士と協力して2003年3月3日無罪の評決を獲得しております。また、アルゼンチンのブエノスアイレスで日本人が税関法違反罪等により起訴された刑事事件でも、日本人弁護団が現地の弁護士と協力して2009年10月26日無罪判決を勝ち取っております。世界中を移動する日本人が増加し、外国で刑事事件に巻き込まれて日本人弁護士の助けを必要とする事件が出てきております。刑事弁護活動もグローバル化しております。

第一選択議定書が批准され、日本にも個人通報制度が導入されますと、先ほど触れました戸籍法の出生届出書差別規定が違憲であるとして最高裁まで争って敗れた人などは、自由権規約委員会に通報することができます。自由権規約委員会は、戸籍法49条2項1号はすべての児童は出生によるいかなる差別も受けないとする自由権規約に違反するとして、その廃止を勧告する意見を採択する可能性がありますから、最高裁も廃止が望ましいが憲法違反とまではいえないというような生ぬるいことはいっておれなくなります。自由権規約の締約国167か国のうち、個人通報制度を批准している国は114か国にまで達しておりますから、日本も遠からず批准するという動きになると思われます。そうなれば、日本における人権規範が相当に高まって国際基準に近づくことは間違いないと思います。

⑼　経済法のグローバル化

人権条約を例にとってクローバル化が進んでいることを申し上げましたが、経済活動の面では人権問題以上にグローバル化が進んでいることは、皆さんご承知のとおりです。経済法、例えば独占禁止法、不正競争防止法、腐敗防止法、知的財産法、会社法等の分野でも、各国の法制度、法解釈が影響しあっており、日本の知的財産法を解釈するのに外国の判例を参照する必要があるというような状況になっております。最高裁の2007年8月7日決定は、外国投資会社に

よるブルドック・ソースの経営支配権取得のための株式の公開買付けについて、ブルドック・ソース側の採った対抗措置を適法と判断しましたが、どこまでの買収防衛策を適法とすべきかの指針を策定する上においても、日本の中だけの問題として検討すればよいというものではなく、アメリカの判例等も十分に検討し、グローバルに通用するものにしなければ、外国資本が日本市場を閉鎖的と評価して日本から逃げ出してしまうということにもなりかねません。

私自身も、最高裁判事時代、経済法の分野ではありませんでしたが、おとり捜査はどこまでが適法とされるか、外国籍の住民はどの範囲までの公務に就任することができるか、公立図書館で 1 人の司書により著書を廃棄された著作者が図書館側に損害賠償を請求することができるか、婚外子に対する国籍取得や相続分での差別が許されるか、選挙権の投票価値の不平等是正に裁判所がどこまで踏み込むべきか等の法律問題で、外国での考え方に関心を払い、米連邦最高裁判決などを調べておりました。

3　法律事務所の国際化対応

次は、私が顧問を務めております法律事務所を例に取り、日本の法律事務所が国際化にどのように対応しているかという視線から、グローバル社会を眺めてみたいと思います。

私の属する法律事務所は、弁護士が約 300 人、弁理士が約 60 人ですが、その他に外国法事務弁護士 5 人、外国弁護士 22 人、外国弁理士 1 人がおります。国内に東京オフィス、名古屋オフィスがありますが、東京オフィスには中国弁護士中心の中国チーム、フランス弁護士中心のフレンチ・デスクがあります。国外では、上海、北京、ヤンゴン、シンガポール、ホーチミン、ハノイに事務所を設けております。また、イギリス、インド、ブラジルの法律事務所に弁護士を派遣しております。毎年、5 年ほど勤務した若手弁護士を 10 人前後、海外留学に出しております。海外留学は、ロー・スクールで 1 年間学んだ後、法律事務所で 1 年間勤務するという方式が一般的です。また、東京オフィスのフ

ロアーの中に、アメリカ、イギリス、ドイツ、カナダの法律事務所が入っており、共同事業を行っております。日本の法科大学院生はもちろん、イギリス、ドイツ、アメリカ、韓国の大学院生等もエクスターンとしてやってきます。

何がいいたいかと申しますと、日本では弁護士が過剰で就職口の見つからない弁護士もいると問題になっております。法律事務所も国内事務だけを取り扱っているというわけにはいかないのです。国際取引にどんどん関与していかなければなりませんし、アジアに出て行かなければならない。クライアントである日本の企業自体が外国に出て市場開拓をしているのですから、弁護士の方も外国のことは分かりませんといってはおれないのです。弁護士が過剰だといっても、語学が達者である、中国、ベトナム、ミャンマーに赴任することもいとわないという方であれば、明日からでもどうぞお出で下さいという状況にあります。

法科大学院の卒業生の進路として最もポピュラーな法律事務所もグローバル化の波に洗われているということを申し上げたいのです。

もちろん、法テラスの司法過疎地域事務所を拡充していくということも大事ですし、そこで働く弁護士の方々を尊敬します。私も、若くて車が運転できれば、そういうところで働いてみたいと思うことがあります。グローバル化の一方で、司法過疎の問題があり、地方都市に司法サービスをもっと広げていく必要があることも指摘しておきたいと思います。

4　民間企業の海外展開

⑴　コンプライアンス委員

最後に、私が民間企業で若干経験したことを申し上げ、民間企業の海外展開の視点からグローバル社会を見ておきたいと思います。

私は、弁護士登録を済ませたころ、ある製薬会社からコンプライアンス委員会の委員を委嘱されました。コンプライアンスというのは、ご承知のように、企業が法令・企業倫理・社会規範を遵守し、企業も良き市民として社会に受け

入れられる行動を執っていくことです。委員会は、社外の委員で構成され、会社に対し、この法令等の遵守について点検・助言・勧告等を行います。企業のコンプライアンスに対する意識が高まる中で、多くの企業が委員会を設けるようになってきております。

私が委員となった会社は、日本、アメリカ、イギリス、インド、中国に研究所と工場を持ち、日本、アメリカ、ヨーロッパやアジアの主要国を中心に医薬品を販売しております。最近、日本国内の工場の1つを事業譲渡し、中国で新しい工場を建設中です。ロシア、メキシコ、ブラジルにも販路を広げようとしており、この4月からこれらの国々に日本人社員を派遣します。また、アフリカなどの開発途上国や新興国では約2億5000万人の人々がフィラリア症という熱帯病の感染リスクにさらされておりますが、2013年から7年間にわたってその治療薬22億錠をインド工場で生産し、世界保健機関（WHO）に無償で提供して、26か国の患者さんたちに届けることにしております。

この会社には、コンプライアンス委員が5人おります。1人はアメリカ人弁護士でニューヨークに住んでおります。1人はベルギー人弁護士でEUの本部のあるブリュッセルに住んでおります。1人は東京に住むアメリカ人弁護士で、コンサルタント事務所を開いて世界を飛び回っております。1人は日本人の危機管理専門の弁護士、そして私という構成です。年に数回東京に集まって、会社に対するアドバイスを行い、役員等に対するコンプライアンス研修を行っております。なぜ、アメリカ人弁護士やベルギー人弁護士が入っているのかというと、会社は、日本の法令を遵守することはもちろんのこととして、アメリカ、EU等、医薬品の製造販売を行っているすべての国々において、その国の法規に適合した企業活動をしていかなければなりません。そして、各国の薬制関連官公庁も、当局同士での国際連携を図っており、一国での規制、コンプライアンスが他の国に波及していきますから、各国で今何が問題とされているかを常にフォローしておく必要があるからです。国やリージョンの垣根を越えたリスクや課題が増えてきております。アメリカやEU、中国等で法令違反行為を行って課徴金でも科せられようものなら、大変なことになります。

⑵　社外取締役

私は、コンプライアンス委員を1年務めた後に、その会社の社外取締役となりました。今度は、コーポレート・ガバナンスに関与することになったわけです。コーポレート・ガバナンス、企業統治は、経営を外から見える透明性のあるものとして説明責任を果たす、経営に問題がないかどうかを監視し、問題があれば経営責任者に指摘して改革を実行させるという仕組みを整え、株主、従業員、患者さん等のステークホルダーズの利益を守っていくことです。

この会社は、委員会設置会社でありまして、業務の執行は執行役が行う。取締役会は、執行役の業務の執行が適正に行われているかどうかを、株主の皆さんの視線に立って監督するという役割を担っております。取締役会は11人構成ですが、4人は社内の方、7人が社外取締役です。7人の中にはアメリカ人が1人、イギリス人が1人入っております。取締役会には、議題に関係する執行役が参加します。アメリカやイギリスで働いている外国人執行役もTV会議で参加します。取締役会は、今のところ日本語で行われ、同時通訳が入っておりますが、いずれは英語で行われることになるでしょう。英語によるコミュニケーション能力が必要になってまいります。

執行役会は、5人の外国人を加えた23人体制ですが、英語の資料を用い、英語で会議を行っております。

株主の4分1近くは外国の機関投資家です。国際水準のコーポレート・ガバナンスが要求されます。この4月から、連結決算の会計基準を日本基準から国際会計基準（IFRS）に切り替えることにしました。また、投資家をはじめ、外国人が会社を評価する要素の1つにダイバーシティという問題があります。日本人男性だけでなく、外国人や女性を活用しているかという問題です。会社では、女性の幹部職員を養成するためのプログラムを持っておりますし、執行役、取締役に女性を1人ずつ任命しております。もっとたくさん女性を役員に活用したいのですが、今のところ人材が十分に育っていない、今は養成に熱を入れているというところです。

⑶　専門弁護士

会社は、昨年、司法研修所を卒業したばかりの2人の弁護士を社員として採用しました。また、会社には法律事務所から派遣されて一定期間駐在する弁護士もおりますから、日常的に発生する一般的法律問題については、会社の法務部で対応することが可能です。しかし、特殊な法律問題や新たな海外取引が発生すれば、その都度、外部の弁護士に依頼するということになります。その際、会社が弁護士に期待するものは、専門的な助言であり、国際的な経験です。

民間企業もグローバル化に対応するため、一所懸命になっております。弁護士も、グローバル社会に常に目線を向けて知識・経験を蓄えておかなければなりません。

5　最後に

本日は、女性の学生さんもたくさんお見えです。私は、45年前にハーバード・ロー・スクールに1年間留学いたしました。その当時は、さすがのアメリカでもこのように多くの女性はおられませんでした。そして、卒業間際のころ、その少ない女子学生が集まって暗い表情でぼそぼそ話している姿を目撃しました。何だろうと思いましたら、女性の場合、法律事務所がなかなか採用してくれないということのようでした。

アメリカでも昔はそうだったのですが、皆さんが世に出られるころには、ダイバーシティ・マネージメント、すなわち国籍、性別等の多様性をさらに強く求める社会になっているでしょう。グローバルな事業の展開に貢献してくれる人材であれば、国籍、性別等を問わず、引っ張りだこになると思います。

このように申しますと、明るい未来が開けているようですが、皆さんを待ち受けているのは、グローバルに競争しなければならない厳しい世界でもあります。

先日、東京のハーバード・ロー・スクール同窓会で、現在日本で研究中のハーバード・ロー・スクール教授の講演がありました。アジアからハーバード大学に留学している学生は中国人がダントツである、次が韓国人である、人口

が日本の約半分の韓国人はとっくに日本人を追い抜いている、中国人と韓国人の数は毎年上昇中であるのに、日本人の数は下降線をたどっている、その日本を人口が540万人に過ぎないシンガポールが追い上げている、とのことでした。

国際取引契約では、紛争が生じた場合に仲裁に付するという仲裁条項が入る例が多いのですが、仲裁地としてよく選ばれるのはイギリスです。アジアでは香港、シンガポールなどですが、日本はこれらの国に大きく水をあけられており、韓国にも後れを取っています。日本では仲裁人の人材が不足しているということが一因をなしております。

私が東京高裁長官を務めていた2000年ころ、シンガポール大使館から「シンガポールには、適正迅速で、外国人も公平に扱う裁判制度が整備されている。」という日本語のパンフレットが回ってきました。審理期間などを示すグラフも付いておりました。なぜこのようなパンフレットを裁判所にまで配るのだろう、裁判所にも商売敵が現れたのかと驚きましたが、シンガポールは、国家的戦略としてアジアの金融センター、リーガル・マーケットとなることを目指していたのであり、現にそのようになったといえます。シンガポール建国の父リー・クアンユーは、「我が国は投資家にとって信用・信頼のできる投資先になった。世界に通用するインフラを整備し、英語で教育を受けた世界に通用するスタッフが投資家をサポートしている。」、「グローバル化のメリットを生かすには、グローバルな流通を活性化する法律や制度を確立しなければならない。基本的に不可欠なのは、法による統治だ。それによって、安定と予測可能性を確保できる。」と述べております（『リー・クアンユー、世界を語る』124頁、129頁）。

また、韓国には日本の法科大学院に相当する法学専門大学院が25校ありますが、各校が外国語で教える国際化科目を20以上設けているということです。

このように、日本人にとって厳しい時代に入っていることは間違いありません。世界の人たちとの競争にさらされております。しかし、事務所や会社の中で若い人たちに接しておりますと、我々の世代の人間よりもはるかに多彩で高い能力を持っていることを感じます。頑張る気持ち、世界に飛び出していく覇

気さえ持ち続けてもらえれば、何とでもなると思います。

若い皆さん方には、ますますグローバル化する社会の中で各自の能力を存分に発揮し、活躍していただきたい、グローバル社会へ目線を向けて勉強していただきたい、ということを申し上げて、締めくくりといたしたいと存じます。

ご清聴、ありがとうございました。